

平成22年第4回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成22年11月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	21	番	柴	沼		広	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老澤	勝	男	君

欠席議員

	9	番	西	山		猛	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	小	園江	一	三	君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	横田文夫君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第4号

平成22年11月12日(金曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は24名であります。本日の欠席議員は、9番西山 猛君、18番大関久義君、20番杉山一秀君、22番小園江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番中澤 猛君、15番上野 登君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

8番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

8番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従い、一般質問を行います。

私たちは、この春から夏にかけて、笠間市民を対象に1万通からのでアンケートを配り、市民の声を聞きました。多くの方の協力を得て回答をいただきました。その集約の結果を見ますと、一番目についたことは、生活が苦しくなったと、今までも苦しかったのもう変わりようがないという悲痛な声がありました。その原因というのは、その回答に書かれたいろいろな意見から見ると、いわゆる派遣労働と言われる雇用不安の問題、そして年々下がってきた賃金の問題、また年金等の目減りの問題等が生活を圧迫しているこ

とを示しておりました。そしてまた、国保税や介護保険料、さらには後期高齢者医療制度の保険料等が家計の負担に重くなっているということが、そこには見ることができました。このようなときに、どのように市政はあるべきかということについて、私は質問したいと思います。

また、年々賃金が下がってきた面もありますが、さらに問題な点は、そのアンケートの中で、教育に対する負担増ということも、義務教育も含めて家計を圧迫しているということが出ておりました。

国際的な統計から見ますと、経済協力開発機構、いわゆるOECDが発表した統計から見ても、その加盟国の中で、いわゆる国内総生産、GDPに占める教育支出の割合というのが、日本はOECD加盟国の中で最低の3.4%と発表されました。最高はデンマークの7.8%、日本の次に低いのは韓国の4.2%ということですが、これらのことが、今の人たちに大きな負担増になっているということが言えると思います。

私は、これからの笠間市がどのようになっていくのか、この豊かな自然をどのように利用しながら発展していくのかということを中心にして、第1点として、豊かな自然を生かした笠間の発展と耕作放棄地、山林の再生をということで、まず質問したいと思います。

皆さんもご承知のとおり、笠間は豊かな自然に恵まれております。しかし、近年は、耕作放棄地や手入れのされてない山林が目立ち、河川のはんらん等を引き起こす原因にもなっているのではないのでしょうか。また、イノシシの被害も年々増加しており、耕作放棄をせざるを得ないという地域さえ目立つようになりました。

また、笠間には、かつてからの産業であるところの石材、陶芸、工芸の丘や北山公園、また愛宕山等の観光の施設に恵まれております。笠間にとっての観光は一大産業であり、それをどのように発展させるのかということが、私は一つの課題だと思えます。

また、笠間には、豊かな自然とともに農地もあり、米を初めとして、クリや梅、その他さまざまな農産物が、全国的にも有名な農産物が生産されており、それらの農産物を生かし、自然と一体化した、これからの観光も含めた一体化政策というのが必要ではないかと思えます。

また、今、全国の各地では、農業に関心を持ち田舎に住むことを望む人、農業をやりたいというふうな人が、年々ふえているという統計さえあります。したがって、以下の点について市の見解を伺いたいと思います。

一つに、農村地域の定住や就農を希望する人を募集し、支援するような制度をつくったらどうだろうか。放棄している田畑を調査し、貸し出してもよいとする農地を紹介するような制度をつくって、全国的に発信し、多くの関心を持ってもらい、就農するなり、またこちらに住んでもらうという制度を、私はつくることが必要だと思えます。

笠間には、クラインガルテンがありまして、あそこには5年の期間しかいられないことになっており、5年を過ぎた人が、笠間市に住みたいということで、既に10人近い人が笠

間市に住んでおります。そのようなことを見ると、市としてそのような制度を取り入れて積極的に行うことによって、耕作放棄地も含めて農地の荒廃を防ぐことが多少なりともできるのではないかというふうに私は思います。

二つ目に、市は、農産物のブランド化を今進めております。さらに、私は、市内で地産地消を進めるためには、いわゆる地元の商店に地元産コーナーを設ける働きかけをしたらどうだろうか。また、学校給食にもっと地元産を活用することによって、子どもたちに地元産食材への関心を持たせることになり、後継者の育成にもつながっていくものと私は考えます。そのような方策を市として積極的に行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

森林湖沼環境税、いわゆる環境税を利用した間伐は、今、何年か市でも行っております。しかし、時限立法であり、たしか24年で第1回目のこの時限立法は終わると思いますが、それ以後の問題というのを市としてやはり考える必要があるのではないか。山林の手入れ、間伐は、一回すればそれで済むというような問題ではありません。市として、山林の育成というのは、その地域の人と協力しながら、笠間の自然をいかに守るかという長期的な計画を立てるべきではないか。このような計画を今後とも立てられるのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

四つ目に、イノシシの被害対策の問題です。

イノシシの被害については、年々増加しており、テレビや新聞の報道でも時々されております。

一つの問題としては、この10年間で狩猟者が4割減となった、いわゆる鉄砲ですね。昔の猟銃を使った人たちが4割減となっていて、これは茨城県の場合ですけれども、これからも年々狩猟する人たちが減っていくというふうに今見られております。このようなことが、駆除に対する影響が起きてくるのではないかと、今、県としても懸念されているところであり、私は、これらの問題を解決するためには、かつて栃木県の茂木等と協力していた広域的な、いわゆるイノシシの被害対策問題の協議会がありました。もう何年かたっており、私のところでも実施の訓練というか、講習をやったことが思い出されますが、私は、イノシシの問題というのは、一農家、一地域の問題としては解決は絶対できないと。先ほども言いました山林や放棄地の問題等も含めて、やっぱり近隣の市町村と連携しながらどのようにやっていくのか、そのことを長期的に見て追及していかなければならないというふうに考えます。どのように今後考えているのか、その辺についてもお聞きしておきます。

五つ目に、歴史あるまちの観光のアピールということで、一つ見解をお聞きしたいと思います。

笠間の重要な産業として、観光があるということは先ほども述べました。私は、字、いわゆる地名ですね。昔からある小字の問題というのを、どのように今後扱うのかということについて聞きたいと思います。

例えば旧笠間地区の市街地というのは、笠間市笠間で一くくりなんです。このことは、

友部や岩間を見ても、大きな字というか、地名でくくられていて、昔からある小字の地名というのがほとんど置き去られていて、実に不便を感じているという面もあります。

そのようなことを考えますと、昔からある歴史的な重みを持っている小字をどのように復活させていくか。それで、地域の人たち、また来た人たちに、散策したときなどに、歴史の思いをはせながら、この笠間というのは歴史あるまちだということを知ってもらうということも一つの工夫ではないだろうかと思えます。

また、現在は、この小字名の石柱が旧笠間市内の何カ所かにはありますけれども、ほとんど目立たない。注意して見ていないとわからないという状況があります。私はやはり、初めて来た人にもわかるような設置をこれからは考える必要があるのではないかと。

もうちょっとたちますけれども、茨城新聞に、石岡市の町名を交通標識の下に、ちゃんと中町とか、その町名を書くというのを今進めているということがありました。来た人に昔からの町名を知っていただくということは、親しみのわく一つの方策ではないだろうかと考え、設置することをどのようにしていくか、検討していくことが必要だと思えます。

二つ目に、北関東自動車道が来年4月に全線開通することになりました。確かに便利にはなります。しかし、今、友部と笠間西という二つのインターがありますけれども、そのインターの使用状況、また市内へ外部から来た人たちの話を聞きますと、案内板が少なく、どっちでおりた方がいいのか、友部を通り過ぎて笠間まで行ってしまったら遠かったとか、そのまた逆もあったというふうなことが、地元の商店街からいろいろ聞くと、そういう人がいたと。やはり案内表示板というのをこのインター近くに設置して、また出口にもちゃんとわかるようにした方がいいんじゃないかと。

観光のまちとしてこれから多くの人があることを私たちは望むわけですが、来た人たちが迷わずに目的地に行けるような案内板というのを設置すると。これは確かに道路会社との問題もありますから、すぐというわけにはいかないにしても、市として、こういうふうな設置を進めるという考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

2番目に、不況対策の一つとして、私は、住宅リフォーム助成制度の創設ということを求めたいと思えます。

この住宅リフォーム助成制度というのは、今、全国的にも行われており、秋田県では、全県的にことしの3月から住宅リフォーム助成制度を実施しております。簡単に言うと、市内の業者に、住宅のリフォームまたは商店の改築等をした場合、その工事費の、地域によっても異なりますけれども、10%から20%助成するという制度が、今、全国の各地で取り組まれており、茨城県でも既に8市町村で取り入れられて、さらに増加する傾向にあります。

私は、主に住宅ということに今なっておりますけれども、商店等にも適用しているところもあるのを見ると、今、シャッター通りとかいろいろ言われて、改装もままならない商店もあると思えます。やはり生き生きとしていくためには、商店までその適用範囲を広げ

て、この制度をぜひとも取り入れていただきたい、取り入れるべきだと考えます。

この10%の助成によって、地域経済の活性化、さらに業者には仕事がふえて仕事おこし、さらには雇用の問題を少しでも解決する方向になるのではないのでしょうか。この制度は、不況の激しい建設業者に仕事がふえる、経済効果が生まれる、さらに市民にとっては安心して利用できる制度であると考え、ぜひとも制度を創設すべきと考えます。市の見解を以上の点について伺いたいと思います。

1回目終わります。

議長（市村博之君） 18番大関久義君が着席いたしました。

産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 8番鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

まず、一つ目、農村地域への定住や就農を希望する人を募集し、支援するため、放棄されている田畑を調査し、貸し出してもよいとする農地を紹介する制度をつくってはどうかという質問でございますが、耕作放棄地を含む農地の貸し借りの仲介については、平成21年12月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、笠間市地域担い手育成総合支援協議会やJA茨城中央で、農業担い手の農地の有効利用を図る農地利用集積円滑化事業を実施しておりますが、貸し出しを希望する農地が、小面積、湿田など条件不利地である場合が多く、担い手の希望する要件と合致しないため、賃借に至らない例が多いのが現状です。

また、放棄されている田畑の調査につきましては、既に完了しており、本年度は、国の補助事業を活用して約2ヘクタールの耕作放棄地を再生し、野菜を生産する事業も進んでおります。

さらに、市においては、現地調査結果をもとに、農地所有者に対し、賃借希望の有無、あるいは賃借方法及び条件などを確認し、より農家間の農地の賃借が進むように、農地の利用希望者に対する農地のあっせん支援対策を検討しております。

次に、2番目のご質問、市内での地産地消と学校給食に活用することで、子どもたちに関心を持たせてはどうだということでございますが、地産地消につきましては、食材の安定供給確保のため、地元農産物を軸とした食と農の結びつきを強化することが重要な施策の一つであると考えます。

そのような中、地元農産物については、既に市内の直売所やスーパーのインショップコーナーにおいて販売されております。地元産の新鮮な農産物が比較的安く購入できることで、消費者からも好評を得ている状況でございます。

なお、個人商店での地元産コーナーについては、取扱量や品ぞろえ、価格など運営面の課題もあることから、生産者から直接大量多品目を取り扱えるJA直売所や、通年で集客が見込めるスーパーなどでの取り組みが効果的であると考えております。

次の学校給食での活用でございますが、既に友部地区では実施しており、岩間学校給食

センターにおいても、本年10月より新たに地元農産物の納入を開始したところでございます。今後は、提供品目のさらなる拡大に向けて、生産者、関係機関との連携により推進をしていく考えでございます。

次に、森林湖沼環境税を利用した間伐で、平成24年度以降はどうなるのか、また間伐の長期計画についてのご質問ですが、緊急間伐事業は、茨城県間伐等森林整備推進計画に基づき、10年間で424ヘクタールの緊急間伐を行う、笠間市森林機能緊急回復整備事業計画を策定し、国、県補助を活用し実施しております。

進捗状況につきましては、今年度末で170ヘクタールが整備され、全体の40%が完了する予定でございます。

森林湖沼環境税を利用する期間は、平成20年度から平成24年度までの5カ年事業となっており、全体の整備面積424ヘクタールのうち、約65%の276ヘクタールが森林湖沼環境税によるものです。

この森林湖沼環境税は、県税でございますが、今後については県の判断によるため、市としましては、平成24年度以降についても補助制度の継続を強く要望しながら、緊急間伐事業の推進に努めてまいります。

また、山林育成の長期計画については、既に笠間市森林整備計画を平成22年度から平成32年度の10カ年計画で策定しております。この計画では、間伐の林齢、時期、方法などを基準として定めており、一般材生産の場合は、約3回程度の間伐が標準とされております。今回実施した森林につきましては、森林所有者へ、次期の間伐や育林について関係機関と連携し、推進してまいります。

次に、イノシシの被害対策について、近隣市町との連携を図るべきというご質問でございますが、現在、市は、八溝山系中山間地域の2県、13市町を構成メンバーとする茨城・栃木鳥獣害防止広域対策協議会を設立し、広域的な連携により活動を行っております。

主な活動内容としましては、地図情報を活用しての被害状況の把握や捕獲等の情報を収集しての分析調査、農家の方々を対象にした被害対策講習会などを実施しております。そのほか、構成市町の猟友会会員による交流会などを通して、会員同士の情報交換と意思の統一を図り、今年度は、被害の多発する8月から9月の2カ月間を一斉捕獲期間とし、構成市町で統一した捕獲事業を実施しております。

また、筑波山系における被害対策の取り組みとして、県も含め、石岡市、つくば市など5市の担当者が集まり、被害の状況把握や近隣市との連携などの必要性について意見交換会を実施しております。

農作物等の被害を軽減するためには、有害鳥獣駆除が最も効果的であり、地元猟友会の皆様には協力をいただき、実施しております。しかしながら、その駆除を行う狩猟者の高齢化や免許取得規制強化などにより、減少傾向にあります。

市におきましては、今後も、引き続き農作物の鳥獣被害軽減のため、猟友会に対する駆

除活動の支援や狩猟免許取得者の確保に向けた取り組みなど、県や猟友会と連携をとり、効果的な被害防除対策を進めてまいります。

次に、歴史あるまちを観光のアピールに、についての質問でございますが、まず、市街地における合理的な住居表示を目的として、住居表示に関する法律が昭和37年に施行され、笠間地区においては、長年親しまれてきた歴史的な町名が使われなくなりました。

ご質問の小字の石柱は、笠間地区で由来がある町名を後世に伝えることを目的に、平成10年度から13年度にかけて24カ所に設置されたものであります。場所や内容につきましては、地域で調整し、設置したものでありますので、それらについての見直しをする予定はございません。

なお、笠間の歴史的資源を活用した案内表示は、市民や観光客の利便を図るため効果的であります。また、交差点の信号機には既に旧町名などを表示しているところもあり、有効な手段の一つであると思われまますので、これらについても関係機関と連携して検討をしてまいります。

次に、友部インター、笠間西インターの出口近くに、笠間市についてのわかりやすい案内板を設置してはどうかという質問でございますが、友部インターにつきましては、観光拠点に対する誘導サインは既に設置されております。しかし、笠間西インターにつきましては、イベントなどの臨時的な案内で対応している現状でございます。

笠間西インターからの案内は重要であり、既に笠間観光協会からも案内板の設置要望等が出ておりますので、県やNEXCO東日本など等の関係機関と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 8番鈴木（貞）議員の住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

この件に関しましては、ことしの第2回定例会において横倉議員からのご質問でもお答えいたしておりますが、本市における住宅リフォーム等にかかわる助成制度については、公共下水道関連では、水洗便所等改造資金あっせん制度や下水道接続支援に対する補助金交付制度、また、公共下水道が整備されていない地区については合併浄化槽設置に対する助成がございます。

そのほかでは、高齢者や障害者と同居する方を対象とした住宅の増改築に対する住宅整備資金貸付制度、さらに今年度から太陽光発電システム及びヒートポンプ給湯器設置に対する助成など、各種施策に応じた助成制度を設けているところでございます。

また、国においては、エコ住宅のリフォーム等に関しての助成制度が創設されるなど、住宅リフォームに関して消費者支援の充実に取り組んでいるところでございます。

本市といたしましては、消費者のニーズにこたえるため、各種施策ごとに住宅リフォームに関する助成制度を設け、取り組んでいるところでありますので、一般的な住宅リフォームの助成制度を創設する考えは、現在のところございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） 今、担当の部長から回答いただいたわけですが、一つには、今こういう制度があって、全体的にこういうことやっているんだということなんですね。私は、今やっている制度よりも、これから市としてはどういうふうなことで取り組んだらいいかということ、一つは聞いているわけですよ。現状は一応わかりました。それ以上どういうふうに進めるのか。今の現状で十分であるならば、こういう必要もないし、問題は解決されるわけですが、市のこれからの全体的な政策の中でどういうふうにやっていくかということ、私は、市長を初めとする執行部の中でそういう見通しというのはあるかどうかお聞きしたいということで、ここに市長、担当部長ということで書いたわけですね。現状の問題はわかりました、とりあえず。しかし、それで問題が解決しないのが、今の問題、大変なことなんですよ。

例えば農村地域へ定住の問題、これは20年も30年も前から各地で取り組まれて、私はたまたま埼玉に縁がありますから時々行くんですけども、あの秩父地方では、30年ぐらい前からそういうふうな呼びかけをして、いわゆる都会の人を呼び込んでいると。山梨県の清里とかあっちの方もそういうふうな制度ですね。似たような制度がいっぱい各地にあって、定住してもらえる人を呼び込むということが、今、顕著になってきていると。

それで、私、一つの問題というのは、さっきもクラインガルテンの問題で言いましたけれども、クラインガルテンで5年いて、笠間に住みたいという人が、実際出るようになってから、5年以上いられると思ったらいられなかったということで、見つけて遠くの方に行ってしまったという人が、私のところへ相談に何人が来た例もあるんですけども、あそこに来ている人たち、例えばそういう人たちをJAと連携しながら市があっせんするような業務、また、ホームページ等でこういう空き地があるということ、私は調べればあると思うんですよ。

私は福原に住んでおりますけれども、たまたま縁があって、福原に来て20年以上たちますが、私もそうやって見つけてきた一人ですが、いろいろ聞いてみると、貸してもいいという農家の人がいるんですよ。ただ大規模開発して、道路つくって、下水から上水まで全部整備してということよりも、今ある既存の道を使って井戸なり合併浄化槽でやってもらうと。市としては、余り費用かけないで、そこに住んでもらえるような施策を考えて来てもらうのが必要じゃないかと思うんですよ。

私のところ、今、22軒ばかりありますけれども、ほとんどこの20何年間で来た人です。陶芸の人が10人ばかりおりますけれども、やはりいろいろな働きかけで、これはぜひとも

やってもらいたい。これは僕は市長の一つの決断で、今までやってきたこと、これからやるべきことということで、そういう方向がとれるかどうか市長の見解を聞きたい。

ブランド化の問題ですね。いろいろできて、銚田市でもいろいろやっているし、各地でやっている。かつて大分県か何かが一村一品運動というのをやって、その村や町で1品をとにかくこの町の名産だということでやろうという運動は、大分前から起こっている。やはり農家の人たちに自信を持ってもらおう。ブランド化で外へ出るということも必要ですけれども、地元の人たちがそういうものを消費するということなどは、僕は必要じゃないかと絶えず思うんですね。外へ出すことも必要。また、地元の人が外のものを買うんじゃなくて、地元のものを買えるようなシステムということで、私は、この地元で地元産コーナーを設けるといのは、そういう意味でも一つは言っているわけですね。

やはり地元の金が地元で還流するという制度、これ住宅リフォームもそうですけれども、外から来たものを買ってしまったのでは外へ金が行くわけですから、地元産をなるべく使って、地元の金が地元で還流するような制度というのを真剣に考えていかないと、これから賃金また減るような話出てくるわけでしょう。その小さくなっていく経済的な規模の中で、なるべく地元で消費してもらって、地元で金を還流させるということもあって、私はこの制度というの、やはりぜひとも、どういう方法でやるかはこれから検討するにしても、やってもらいたいと思うんですよ。

こういうふうな方向、今、インターネットで調べれば、いろいろこういうことやっている、ああいうことやっているということ出ますけれども、そういうふうなことでこれからの市政というのをどうやるかということ、これは農家を元気づけるということでも重要だと思えます。

森林の問題ですね。私は何回も取り上げてきましたけれども、確かに簡単にはいかない問題で、私も山の中で生まれ育ちましたから、山は気になるわけですが、間伐一回やったらそれでいいという問題じゃなくて、ある程度大きくなるまでには何回もしなきゃならない。それで、必要なことは、その地元の人たちと、その山のある地域の人たちとどう手を組めるかということだと思えますよ。ひどいところは入札か何かがやるらしいんですけど、知らない業者が入札して、間伐したり下草刈ったりするそうですが、それでは投げやりになる。一番山を知っている地元の人たちが中心になって、そこにまた一定の賃金なり何なりが支払われる方法というのを考えられるかどうか。これは本当に地元の人たちのためにもなると思えますね。山林を守っていくという長期計画の中で、ぜひ考えてもらいたい。

イノシシの問題は、本当にいろいろ、インターネット見たらこんなに資料もらったんですよ。とてもじゃないけど見切れない。西の方は殊にひどくて、八溝山の山系が終われば北の方はイノシシはいないわけですが、私たちの福原というところの場合は、桜川の大月とか、山を越えた向こうと連携しない限りは、イノシシは行ったり来たりしている、

山一つ越えれば。それが明らかになっているわけで、やはり僕は、近隣の市町村と、ただ文書の交換だとか、何頭獲った獲らないということよりも、実際にどういうふうなことをやっているかということ、その地域の人たちも含めて検討してやっていく必要があると思うんです。これは上の問題、いわゆる耕作放棄地の問題、山林の問題等々含めて、こういうことは一体にやれると思うので、こういうふうに挙げたわけですがけれども、私の家は毎朝、けさもすぐ近くまで来て耕してくれましたけども、不必要なところまで。

そういう状況に今なっているのが山間地域のところですから、私なんかの場合は笑っていけば済むけれども、農家の人はそうはいかない。あそこの田んぼつぐれない、ここの畑はつぐれないということが各地に出てくる状況というのを放置しておくわけにはいかないので、ぜひとも近隣の人たちと、具体的な対策というのがあるのかどうか、検討してやっていただきたいと思うんです。

小字の問題、僕は住所のあれまで変えるということを求めているわけじゃないわけですがけれども、せっかくここにあるんですけど、このぐらいの。注意してないとわからないんですよ。それで、岩間だとかいろいろなところへ行っても、このごろ関心があるものだから、交差点の上を見たり、街角見たりするわけですがけれども、昔からのなじみのある地名というのをそういうところに提示して、こういうふうなまちだったなということが、私は観光の一役にもなると思うので、ぜひともこの辺のことは、見直さないということじゃなくて、一つ見直していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

そんなに物すごい膨大なお金のかかる問題でもないし、その地域の人たちと協力する中で、でき得ない問題ではないと思うんですね。

北関東自動車道の問題、交通の便がよくなれば通過されちゃうんですよ、はっきり言って。あの赤い鳥居があって、西の方から来る人たちは、いわゆる旧笠間の市内通らずに向こうへ行っちゃうと。それで困っている人もいるわけで、お客さんが笠間の市内から外れてお稲荷さんを通り越してどこへ行ったかわからなくなったということもあるので、それは市が全部やればいいということじゃないと思いますけれども、地域や観光協会とも協力して、やはりわかりやすい看板とか、私は笠間だから笠間のことばかり言っているように見えますけれども、例えば愛宕山は、愛宕山参道というあれがあったりして、そこをくぐって行くわけですが、そういうわかりやすいようなことを、全体的に見直して、来た人にわかりやすい親しみの持てる、そういうことを私はやっていただきたいと思います。

住宅リフォームの問題、たしかいろいろな制度があって、個々の制度から言えばそうなんです。たしかいろいろなことがある。そして、それには補助金出していると。ただ、問題は、個々の制度でなかなか手続上の問題もあって、一括してリフォームしたいときにそういうことも含めてやるということが私は必要だと思うんですね。そういう関心もあっていろいろ調べてみますと、岩手県の宮古市、これは年間300億円ぐらいの市の予算だそうですから、笠間市と余り違わないと思うんです。ここは1年だということをやっ

て、3億円からの予算になっちゃったと。5,000万円から。市民の1割以上の人々がこれをして、総工費が10億円に上がったというんですよ。それで、町がこの制度で一定の活気づいたと。だけど、予算もあるのでとりあえず1年やってみたと。あとまたどうなるかわかりませんが、こういうやり方ですね。20万円以上は10万円出すというふうなことでやっているんですね。

そういうふうには手を換え品を換え、いろいろなところで工夫しながら、地域の経済の活性化ということでやって、一番建設業者というのは大変な時期であるわけですから、そういう地域の業者に、私がこれを問題にしたのは、今、リフォーム結構やっているんですよ、市内で。ところが、全国的なメーカーの看板ばかりが多い。市内の業者じゃないんですよ。いわゆる市内の業者がやるというところに、これはみそがあるので、その辺のことをして、こういう制度があるからいいんだということではなくて、将来的にはどういう方向で考えるかということ、これは市長の決断一つだと思いますので、以上の点を、市長が今後そういう点をどのように考えるかということも含めて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをさせていただきます。

鈴木（貞）議員から、何点か、幾つかの政策の課題についての質問がございました。それからどうするんだというような質問でございますが、鈴木（貞）議員から項目としていただいたものについて、私どもは、現状の取り組みについて答弁をさせていただきました。いろいろな課題がございます。昨年よりことし、ことしより来年と、必要なものについて、また限られた財源の中で優先順位をつけながら、当然ことしで解決できないものはさらに上積みをしていくとか、ずっと何年も前から同じことを一本でやっているのではなくて、必要なものについては当然予算の上積みなり、方法を変えたり、施策を変換したり、そういうことで取り組みをさせていただいているところでございます。

その中で、耕作放棄地の問題もございました。耕作放棄地につきましては、今まで議会の中でも何人かの議員の皆さんから質問をいただいております。私どもも農業施策を重点施策として当然考えておりますので、この耕作放棄地の課題は大きな課題だと思っております。今、議論しているところでございますので、来年のことについてはまだ申し上げる段階ではございませんが、一步踏み込んだ耕作放棄地対策というのをしていきたいと思って、今いろいろ議論をさせていただいているところでございます。

それと、きのうも質問の中で出ましたけれども、笠間の中で人口の減少ということが一つの大きな課題になっておりまして、その中で、定住化の促進ということも、今、議論をさせていただいているところでございます。

クラインガルテンのお話も議員から出ましたけれども、クラインガルテンを利用して、

その後あの地域に家を建てられた方が十二、三名たしかいらっしゃると思います。もちろんこちらからいろいろ投げかけた場合もありますし、向こうから相談を受けた場合もありますし、いろいろな形で笠間に家を建てた中で、市としては、相談を受けたり、紹介をしたり、かわり合いは持たせていただきながら今までやってきております。今、JAが指定管理者ということでございますので、JAもいろいろそういう土地、農家等についての情報は持っておりますので、これからも引き続きJAさんとも連携をとりながら、笠間に定住したいという方については情報提供をしていきたいと思っておりますし、また呼び込むための展開というのにも必要ではないかなと思っております。

それと、イノシシの被害対策でございますが、これも我々は近隣の県並びに市町村と、先ほども答弁にありましたが、2カ月間に一斉捕獲期間ということで、ペーパーの交換だけでなく、実質行動として、猟友会の皆さんにお願いしながら連携をとってイノシシの捕獲というのを実施しております。

ただ、先ほど答弁で申し上げましたように、どうしても猟友会の会員の減少というものが、こういう捕獲とか駆除対策にも影響をしているのが現状でございます。猟友会の皆さんもほとんど高齢化しておりますして、若い人がなかなか後継者として育たないというか、いないというような現状がございます。我々としては、捕獲するなり駆除するには、最終的には猟友会の皆さんにお願いするほか手段はございませんので、猟友会に対しての支援をしながら、猟友会の皆さんがより捕獲なり駆除の活動がしやすい、そういう支援をしていきたいというふうに考えております。

それと、旧町名のことでございますが、これは昭和37年に国が法律を変えて旧町名を打ち消してしまったというような、ある意味ではそれが正しかったのかということ、私も今疑問に思っております。町名にはそれぞれ町名の歴史的な由来というものがございますので、何らかの形で町名を残していくというのは当然必要だと思っております。旧笠間地区には、石柱でそういうものが表示されております。

また、県内では、全国的にはわかりませんが、信号機を使って、信号機の下に何々町とか、そういう名前を残しているというのは各市町村でもございます。この笠間内でも、そういう信号機が幾つかございます。

市の方としましては、例えば今度、岩間駅の東大通りと交差する交差点と、もう1カ所に信号機を設置する予定でございますが、その信号機の下には、その地名をとった何々交差点というような地名を掲示する、そういう計画で進めているところでございますので、そういう取り組みは今もやっていますが、これからも引き続き行っていきたいと考えております。

リフォームの件につきましては、秋田県の場合はどちらかというと全県下で行っております、これは耐久性とか、耐震性とか、省エネとか、そういう環境的な発想でやっているような、資料を見る限りは、私はします。また、県内の市町村で行っているのは、どち

らかというと、考え方としては地域の事業者等の振興という観点からやっているのかなというふうにとらえております。

笠間市の場合については、現在のいろいろな補助制度、リフォーム制度の中で行っているわけですので、新しい制度を現時点で創設するという考えは、先ほど答弁を部長がしたように、ございません。

以上です。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 鈴木（貞）議員の再度の質問の中で、地元の人が消費することが必要だろうということのご質問をいただきました。

市としましては、「かさまの粹」ということで「秋の陣」、これは商談会でございますけれども、これらを開催しまして、市内の飲食店、あるいは旅館業、ホテル等の厨房の方といいますか、そういう方を招待しまして、地元農産品の使用についてご紹介をしたり、あるいは商談会を実施しているという状況でございます。

このように、地元に対しての消費活動というのも非常に大切だと思いますので、先ほどお答えしましたように、JAであるとか、普及センター、関係機関と連携をとって、地元の消費に向けても検討してまいりたいと思っております。

それから、間伐中のご質問いただきましたけれども、この間伐事業につきましては、単に一方的に間伐を決めているわけではなくて、間伐の場所等につきましては、地元の人たちを中心とした間伐推進員を委嘱してございます。間伐推進員となる方につきましては、その地域の山林あるいは育林等について大変詳しい方がおりますので、それらを知恵をかりながら、基準にのっとった形での緊急間伐林を指定して間伐を実施する、あるいは育林についても今後そういうものに対しての指導をお願いしていくということでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） 一応市長からも、回答というか、市長の考えをお聞きしたわけですが、もう少し長期的展望に立って、例えば今私が提起した定住化の問題なんか、大胆に政策というのをつくる必要があるんじゃないかと思うんですよ。

それで、私、ずっとこういうふうにイノシシの問題を見ていると、国の補助が結構でいるんですね。私の調べた範囲では、大分県なんかは55%国の補助なんです。集落全体で柵をつくったりなんかということもあると思うんですけれども、やはり国も一定の、事業仕分けで大分削られたということも出ていますけれども、一定のそういう補助もあるわけですから、ぜひともそういうのを有効活用しながら、一番困っているような地域の人たちと連携してやるということは、これから必要だと思うんです。この問題を十分やるということは、さっき言ったような定住化の問題、耕作放棄地の問題も含めて全体的に一緒にやらなければ、僕はイノシシの問題というのは解決しないと思うので、これから近隣との連

携の問題というのは厳密にやってほしい。

栃木とやっていた問題というのはどうなったか、私にはちょっとわからなくなっているわけですが、ああいう組織もあったわけですから、これから十分に活用するようにしていただきたい。

この問題というのは、私がきょう提起した問題というのは、ただ一回の答弁や一回のあれだけですぐ終わるといふふうには思いませんので、笠間が環境のまちとしてもこれからどういうふうに進んでいくか、笠間市基本計画等見ますと、里山のところには、農地、里山、森林を保全し、環境に配慮し、農林業やグリーンツーリズムを推進すると、こういうことを具体的にやるにはどうしたらいいかということの一環として、私は、私の考えを一つは提起したわけで、これからはぜひその辺を検討してやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時5分に再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時04分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番石田安夫君の発言を許可いたします。

3番（石田安夫君） 3番、通告いたしました順に従いまして一般質問を行います。

初めに、母子寡婦福祉会に対する一時金貸付制度について伺います。

母子寡婦福祉会の解散に伴い廃止されますが、長年にわたり母子寡婦福祉会の運営に携わった一人一人に感謝と敬意を申し上げます。本当にありがとうございました。

そこで伺います。

母子寡婦福祉会に対する自立援護一時金貸付けに関する条例が廃止されますが、今後の笠間市の対応策はどのようになっていくのか、伺います。

次に、鮭の保護について伺います。

溜沼川やその支流に鮭が遡上してくるが、途中で捕獲されてしまうケースが多いので、笠間市として対策はできないか、伺います。

以上、1回目の質問を終わります。答弁により、2回目の質問をいたします。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

本条例は、笠間市母子寡婦福祉会に対しての貸し付けを規定するもので、会の解散に伴

い、本条例の存続意義がなくなり廃止するものでありますが、茨城県母子寡婦福祉連合会において母子福祉金や小口融資貸付事業など同様の貸付制度があり、市では、今後も当該世帯から貸し付け申請があれば、内容について事前に審査を行い、県母子寡婦福祉連合会に申請の提出を行ってまいります。また、母子寡婦世帯のみならず、福祉世帯からの貸し付けや困りごと、心配ごと等の相談につきましては、母子自立支援員による相談支援など、今後も引き続き対応してまいります。

したがいまして、笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時貸付けに関する条例の廃止による対応としては、従前と変わらないものと考えております。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 3番石田議員のご質問にお答えをいたします。

鮭の保護についてのお尋ねでございますが、鮭の河川での捕獲は、水産資源の保護培養を図ることから、水産資源保護法や茨城県内水面漁業調整規則により禁止されておりました。このような漁業違反の取り締まり、指導については、警察や茨城県漁政課の分室で行っております。

ちなみに、県内での違反行為につきましては、平成21年度には15件の通報があり、15名が検挙され、平成22年度は現在までに4件の通報があり、4名が検挙されております。

なお、酒沼水域の漁業権は、大酒沼漁業協同組合が有しておりますが、鮭は漁の対象となっておりません。また、笠間市にも権限がないため、指導や取り締まり等は行うことができません。

鮭の遡上、産卵は、河川がきれいになってきた証拠でありまして、酒沼川流域住民の水質浄化の成果であると考えております。市といたしましては、捕獲への直接取り締まりや指導はできませんが、警察と連携し対応するとともに、市の広報紙等で水質浄化のPRとあわせて捕獲の禁止を広報してまいります。

議長（市村博之君） 石田安夫君。

3番（石田安夫君） 2回目の質問をいたします。

母子寡婦福祉会に対することは、大体理解はしたんですけれども、例えば私が母子で、お金を借りる、県に申請するということなんですけれども、どこの窓口に行っても、実際に二、三日の猶予しかない、そのお金がどうしても必要なんだという場合、そういう場合は相談に乗ってくれるのかどうか、その辺も含めてちょっと答弁を願いたいと思います。

鮭の方はわかりました。確かに部分的に捕っている方がいるので、それは警察の方ということなんですけれども、もし市の方に相談があった場合はどうするのか。市から警察に通報するのか、現地を市の職員が見に行くのか、その辺も含めてちょっと答弁をいただければいいと思いますけれども。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、貸し付けの窓口でございますが、県の母子寡婦福祉連合会の方に出向いてもよいですし、市の子ども福祉課でも申請を受け付けております。

しかし、申請して貸し付けが決まるまでに、ある程度の日数が必要でございますので、二、三日中にとということになると、社会福祉協議会でも貸し付けている小口貸し付け等を紹介していきたいと考えております。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） それでは、再度の質問にお答えしたいと思います。

鮭の捕獲の部分につきまして、市に通報があった場合ということでございますが、やはり最終的には警察ということになりますので、市から警察へ連絡する方法もあると思いますが、警察の方での具体的な聞き取りということがあると思います。実際に捕獲を発見した方が、直接警察にお話をいただくということが賢明かと思っております。

3番（石田安夫君） 以上で終わります。

議長（市村博之君） 石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は15日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午前11時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 中 澤 猛

署 名 議 員 上 野 登